

# 「介護予防ホームヘルプサービス」契約書及び重要事項説明書

(令和6年9月1日現在)

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(大分市指定 第4470101066号)

当事業所はご利用者に対して介護予防ホームヘルプサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容について次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1、要支援2」および事業対象者と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## ◇◆目次◇◆

1.	事業者	2
2.	事業所の概要	2
3.	事業実施地域及び営業時間	2
4.	職員の体制	3
5.	当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6.	サービスの利用に関する留意事項	6
7.	苦情の受付について	8
8.	サービス提供における事業者の義務	9
9.	損害賠償について	9
10.	契約について	9
11.	協議事項	11
	契約書及び重要事項説明書付属文書	12

社会福祉法人 温寿会

指定居宅サービス事業者

庄の原苑ホームヘルプステーション

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 温寿会
- (2) 法人所在地 大分県大分市大字荏隈字庄ノ原 1798 番
- (3) 電話番号 097-544-0888
- (4) 代表者氏名 理事長 井上 修二
- (5) 設立年月日 平成7年7月28日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 介護予防ホームヘルプサービス事業・平成29年4月1日  
第1号訪問事業・平成29年4月1日指定  
大分市4470101066号
- (2) 事業の目的 要支援1・2または事業対象者のご利用者に対し、適  
正な介護予防ホームヘルプサービスを提供する。
- (3) 事業所の名称 庄の原苑ホームヘルプステーション
- (4) 事業所の所在地 大分県大分市大字荏隈字庄の原 1798 番地
- (5) 電話番号 097-544-8998
- (6) 事業所長名 石井 宏治
- (7) 運営方針 要支援1・2および事業対象者状態のご利用者が、そ  
の居宅において日常生活を営むことができるよう援  
助する。
- (8) 開設年月 平成12年4月1日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の実業の実施地域 大分市とする。

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土 8:00～17:30 年末年始(12月31日～1月3日)を のぞく
受付時間	月～土 8:00～17:30
サービス提供 時間帯	月～日 8:00～18:00 (営業日外、時間外の場合はお客様 との別途協議により対応します。但し6:00～22:00)

#### 4. 職員の配置

当事業所では、ご利用者に対して介護予防ホームヘルプサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非 常 勤	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1名 (兼務)		1名	総合施設長 兼管理者
2. サービス提供責任者	3名	1名 (兼務)	1.5名	サービス提 供責任者
3. 訪問介護員		18名	2名	訪問介護員
資格 内容	(1) 介護福祉士	3名	9名	
	(2) 実務者研修 旧介護職員基礎研修 旧ホームヘルパー1級・ 訪問介護員			
	(3) 介護職員初任者研修 旧ホームヘルパー2級・ 訪問介護員		9名	

(令和6年6月1日現在)

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合
- (3) 新規初回訪問及び、緊急時の対応に料金が加算される場合があります。

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割から7割が大分市から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

☆ ご利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、介護予防ホームヘルプサービス計画表がある場合には、それに基づきます。

## ① 生活援助

### ○調理

…ご利用者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)

### ○洗濯

…ご利用者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません。)

### ○掃除

…ご利用者の居室の掃除を行います。(ご利用者の居室以外の居室、また大掃除、庭の草むしり、ガラス磨きなど日常の暮らしに差し支えがないものについては、原則として行いません)

### ○買い物

…ご利用者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。(預金、貯金の引き出しや預け入れは行いません。預貯金通帳・カードはお預かりできません。)

## ②介護予防ホームヘルプサービス計画書の作成及び事後評価

担当のサービス提供責任者が、ご利用者の直面している課題等を評価し、ご利用者の希望を踏まえて、介護予防ホームヘルプサービス計画書を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面(サービス報告書)に記載してご利用者に説明のうえ交付いたします。

### <サービス利用料金>

それぞれのサービスについて、料金は次の通りです。

サービス名 称	サービスの 内容	基本料金 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービス (独自)Ⅰ (1月につき)	週1回程度のサービスが 必要とされた場合  (事業対象者・要支援1・2)	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型サービス (独自)Ⅱ (1月につき)	週2回程度のサービスが 必要とされた場合  (事業対象者・要支援1・2)	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型サービス (独自)Ⅲ (1月につき)	週3回程度のサービスが 必要とされた場合  (要支援2)	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

### <加算について>

#### ・初回加算

… 新規に介護予防ホームヘルプサービス計画書を作成し、初回もしくは初回訪問の月にサービス提供責任者がサービス提供もしくは訪問介護員に同行した場合、2,000円(自己負担額1割または2割の額)を加算いたします。

- ・生活機能向上連携加算（Ⅰ）… 指定訪問リハビリテーション事業所もしくは指定通所リハビリテーション事業所と連携してサービス提供を行った場合 1,000 円(自己負担額 1 割の額)を加算いたします。

#### <減算について>

- ・訪問介護同一建物減算 1 …事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者を訪問する場合は当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合に 90/100 に減算いたします。

#### <介護職員処遇改善加算について>

- ・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）… 当事業所は、介護職員処遇改善加算の該当事業所として申請しておりますので、ひと月の所定額に対して 22.4%を加算いたします。

☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要な事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご利用者の負担額を変更します。

## （2）交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、自動車を使用する場合は要した交通費の実費（実施地域の境界より 1km あたり 20 円）をいただきます。

## （3）利用料金のお支払方法

前期（1）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し請求しますので、翌月 27 日までに原則として自動口座引き落としにてお支払ください。

但し、引き落とし手数料はご利用者負担となりますのでご了承ください。

これによりがたい場合は、現金または振込みでお願いします。

ア. 下記指定口座からの引き落とし又は、振込み
-------------------------

大分銀行賀来支店

口座番号 普通 5012270

口座名義 庄の原苑ホームヘルパーステーション

所長 石井 宏治

イ. 当事業所ヘルパーへ直接支払う

#### (4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により介護予防ホームヘルプサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施の前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出が無く当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	一律 500 円
訪問して不在の場合	

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりお客様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交代してサービスをすることがあります。

### (2) 訪問介護員の交代

#### ①ご利用者からの交代の申し出

選任された訪問介護員の交代を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適切と認められる事情、その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交代を申し出ることができます。ただし、ご利用者からの特定訪問介護員の指名はできません。

#### ②事業者からの訪問介護員の交代

事業者の都合により、訪問介護員は定期的に交代します。その場合ご利用者及びそのご家族等にたいしてサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

### (3) サービス実施時の留意事項

#### ①定められた業務以外の禁止

ご利用者は「介護予防ホームヘルプサービス計画書」に定められたサービス以外の業務を訪問介護員に依頼することはできません。

#### ②介護予防ホームヘルプサービスの実施に関する指示・命令

介護予防ホームヘルプサービス実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたってお客様の事情・意向などに十分に配慮するものとします。

#### ③備品等の使用

介護予防ホームヘルプサービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む。掃除道具・洗剤・清拭用タオル・おむつ交換時のゴム手袋等）は準備していただきます。緊急の場合には、訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

#### ④事故発生時の対応

訪問介護員は事故等が発生した場合速やかに事業者へ報告、連絡を行い、事業者の指示に従います。又、事業者は市や関係機関の指示を仰ぎ報告、連絡を行います。

### (4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

### (5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①医療行為（訪問介護員として認められたものを除く）</li><li>②ご利用者もしくはそのご家族からの物品などの授受</li><li>③ご利用者のご家族等に対する介護予防ホームヘルプサービスの提供</li><li>④飲酒及びご利用者もしくはそのご家族等の同意なしに行う喫煙</li><li>⑤ご利用者もしくはそのご家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動</li><li>⑥その他ご利用者もしくはそのご家族等に対する迷惑行為</li><li>⑦ご利用者との私的な関わり</li></ul> |
|--|

## 7. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における 苦情相談窓口	苦情受付窓口 職名 事務長 田崎 友子 電話 544-0888 受付時間 毎週 月曜日～金曜日 8時～17時30分 (祝日・年末年始を除く)
--------------------	---

※ 苦情受付ボックスを当事業所玄関に設置しています。

虐待防止に関する 相談窓口	責任者 石井 宏治 ご利用時間 月曜日～金曜日 8:00～17:30 電話番号 544-8998
------------------	--

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

大分市役所 長寿福祉課	所在地 大分市荷揚町2番31号 電話番号：534-6111 FAX：548-5387
大分県 国民健康保険団体連合会	所在地 大分市大手町2丁目3番12号 大分県市町村会館内 電話番号：534-8470 FAX：537-8652
大分県社会福祉協議会	所在地 大分市大津町2-1-41 電話番号：558-0300 FAX：558-6001

## 8. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご利用者又はそのご家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービス実施時に、ご利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあ



たつて知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約を終了した後も継続します。(守秘義務)

⑦福祉サービス事業所、医療機関等の関係機関に対して、ご利用者及びそのご家族に関する情報を提供する場合は、利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

## 9. 身体拘束の適正化

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。

ただし、下記の通り、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は事前に利用者その家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

- (1) 緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険
- (2) 非代替性：身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事を防止する事ができない場合
- (3) 一時性：利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事がなくなった場合は直ちに身体拘束を解く

## 10. 虐待防止に関する対策

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために虐待防止委員会を設置し、その結果について従業員へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 11. 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

ご利用者は、故意又は過失により事業者に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は原状に復する責務を負うものとします。尚、損害賠償の額はご利用者本人の心身の状況を考慮して減免出来るものとします。

## 12. 契約について

### (1) 契約の目的

本契約は、ご利用者が居宅において日常生活を営むことが出来るよう、事業者がご利用者に対して必要な介護予防ホームヘルプサービスを提供することに関する内容を定めるものです。

### (2) 契約の期間と更新

本契約の契約期間は、令和 年 月 日から介護保険被保険者証に記載された要介護認定の有効期間の満了日までとします。

本契約は、ご利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合は、更新された要介護認定の有効期間の満了日まで自動的に更新され、以後同様の対応とします。

### (3) 契約の終了事由

ご利用者又は事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、本契約は終了するものとします。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から解約を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### (4) ご利用者からの契約解除

ご利用者は、14日以上予告期間をおいて文書により事業者に通知することにより、この契約を解約することが出来るものとします。但し、次の事由に該当する場合は、文書により通知することにより、直ちに本契約を解約することが出来るものとします。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ ご利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく介護予防訪問介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい

## 重大な事情が認められる場合

### (5) 事業者からの契約解除

事業者は、やむを得ない理由がある場合には、14日以上の予告期間をおいて文書により通知することにより本契約を解約することが出来るものとします。但し、次の事由に該当する場合、文書で通知することにより、直ちに本契約を解約することが出来るものとします。

- ① ご利用者が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果サービスの提供を継続しがたい重大な事由を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、サービスの提供を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

### (6) サービスの提供の終了に伴う援助

ご利用者が入院又は転居もしくは自立と認定されたことなどの事由により、当事業所が提供するサービスが受けられなくなった場合には、ご利用者の心身の状況、置かれている環境などを勘定し必要な援助を行うよう努めます。

## 11. 協議事項

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合、事業者は総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、ご利用者と誠意を持って協議するものとします。

介護予防ホームヘルプサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき契約書及び重要事項の説明を行いました。

事業所名：庄の原苑ホームヘルプステーション

説明者氏名

印

\_\_\_\_\_と社会福祉法人温寿会は、運営する庄の原苑ホームヘルパー  
ステーションが提供する介護予防ホームヘルプサービスについて、前述の通り説明を  
受け、これに同意し介護予防ホームヘルプサービスの提供及び利用の契約をします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、ご利用者又は法定代理人と事業者が記  
名押印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

ご利用者 住所

氏名 印

代理人（続柄 \_\_\_\_\_）

住所

氏名 印

事業者 社会福祉法人 温寿会  
庄の原苑ホームヘルパーステーション

所在地 大分市大字荏隈字庄の原1798番地

代表者 理事長 井上 修二 印